

令和 6 年 2 月 17 日（土）～3 月 17 日（日）に行われる予定の令和 5 年度第 2 回試験に關しまして、本書の内容に影響のある「貨物自動車運送事業輸送安全規則（安全規則）」（令和 5 年 4 月 1 日施行）、「道路交通法」（令和 5 年 7 月 1 日施行等）などの法改正がありました。

今回の改正は、**自動車の自動運転化**に対応する改正がメインとなり、特に「**特定自動運行保安員**」という**新しい運行スタッフ**が定義されたことで、多くの場所で記述の変更が生じます。

■特定自動運行保安員とは？

自動運転にはレベルが設定され、**レベル 4 以上の自動運転**では、自動車の操作を担当する者が当該自動車に乗車せずに、離れた場所から運行を監視することができます。
このように**自動運転される自動車に乗車又は遠隔操作によって自動運転を監視する人**のことを「**特定自動運行保安員**」といいます。

この特定自動運行保安員が新設されたことで、従来は運転者のみを対象としていた多くの規定が「運転者又は特定自動運行保安員」（＝運転者等）を対象とすることとなり、また、従来は運転者と運行業務を補助する従業員のみを対象としていた多くの規定が「運転者、特定自動運行保安員及び事業用自動車の運行の業務の補助に従事する従業員」（＝乗務員等）を対象とすることとなりました。

さらに、従来は運転者のみを対象とする規定などにおいて「乗務」とされていた文言が、特定自動運行保安員も対象とすることで「業務」になるといった用語変更が行われています。

これらの変更点をすべて掲載することは、お手元の書籍の確認・修正作業が非常に煩雑になり、また、以下の問題のように出題意図及び正否には、直接の影響はありません。

〔例：本書 45 ページ、「過去問にチャレンジ！」の四〕

四 **乗務員等**が有効に利用することができるように、休憩に必要な施設を整備し、及び**乗務員等**に睡眠を与える必要がある場合にあっては睡眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守することは、一般貨物自動車運送事業の運行管理者の行わなければならない業務である。（一部改題）

答 × 休憩・睡眠施設の管理は運行管理者の業務だが、保守は運行管理者の業務ではない。保守は事業者の業務である。

上記の問題では、改正により問題文に「**乗務員→乗務員等**」という変更が生じますが、問われている内容は、休憩・睡眠施設の管理又は保守について、運行管理者の業務であるか、事業者の業務であるかという点です。

そこで、今回の改正点につきましては、このような変更点をすべて紹介することなく、お手元の書籍について、特に追加・修正しておくべきと考えられる点のみを公表いたします。ご容赦ください。

全ての規定についてではありませんが、**主な用語の変更点**は以下のものです。

■**主な用語の変更点**（規定の対象に特定自動運行保安員を含むこととなるため）

- ・運転者 → 運転者等 ～なお、「運転者台帳」は「運転者等台帳」となる。
- ・乗務員 → 乗務員等
- ・乗務 → 業務 もしくは 運行の業務に従事、など
～なお、「乗務記録」は「業務記録」となる。
- ・運転 → 運行 ～なお、「運転基準図」は「運行基準図」となる。

■**特に追加・修正しておくべきと考えられる改正点**（お手元の書籍のご修正のお願い）

■p.34 「過去問にチャレンジ！」の⑤、選択肢2と3

【変更前】

- | | | | |
|------------|---------------|-------|-----------|
| 2. 生活習慣の把握 | 安全な <u>運転</u> | 夜間の運転 | 道路交通法令を遵守 |
| 3. 健康状態の把握 | 安全な <u>運転</u> | 夜間の運転 | 安全な運転を継続 |

↓

【変更後】

- | | | | |
|------------|---------------------|-------|-----------|
| 2. 生活習慣の把握 | 安全に <u>運行の業務を遂行</u> | 夜間の運転 | 道路交通法令を遵守 |
| 3. 健康状態の把握 | 安全に <u>運行の業務を遂行</u> | 夜間の運転 | 安全な運転を継続 |

■p.38 「2 事故の速報（事故報告規則第4条）」、3～4行目

【変更前】 ...電話、ファクシミリ装置その他適当な方法...

↓

【変更後】 ...電話その他適当な方法...

■p.47 「1 乗務前の点呼（安全規則第7条第1項、第20条第1項第8号、安全規則の解釈及び運用第7条1.）」、タイトル及び(1)2行目まで

【変更前】

1 乗務前の点呼（安全規則第7条第1項、第20条第1項第8号、安全規則の解釈及び運用第7条1.）

(1) 乗務前点呼の原則と点呼事項

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の乗務を開始しようとする運転者に対し、対面（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

↓

【変更後】

1 業務前の点呼（安全規則第7条第1項、第20条第1項第8号、安全規則の解釈及び運用第7条1.）

(1) 業務前点呼の原則と点呼事項

貨物自動車運送事業者は、業務に従事しようとする運転者等に対し、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法）…

■「対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法」とは？

①遠隔点呼

②業務後自動点呼

③IT点呼（IT点呼は本書p.49に解説があるので、そちらをご参照ください）

を意味します。

事業者には、従来より、カメラやモニターを用いて点呼を行う③の「IT点呼」が認められていましたが、これは輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所に限られたものでした。

しかし、「使用する機器・システムの要件」、「実施する施設・環境の要件」及び「運用上の遵守事項」を設定するなどの要件を満たす営業所において、営業所の優良性にかかわらず、遠隔拠点間（営業所－車庫間、同一事業者内の営業所間、グループ企業の営業所間）の点呼を実施可能とする遠隔点呼制度が令和4年4月1日より開始されています。

なお、Gマーク営業所及び輸送の安全の確保に関する取組が優良であると認められる営業所が実施できる従来の「IT点呼」も引き続き利用可能です。

さらに、令和 5 年 1 月からは、乗務後（業務後）の点呼について、事業者は、要件を満たした機器を用いることで「業務後自動点呼」を行えるようになりました。

これら①～③の点呼については、対面による点呼と同等の効果が与えられる点は押さえておきましょう。

■p.47 「1 乗務前の点呼（安全規則第 7 条第 1 項、第 20 条第 1 項第 8 号、安全規則の解釈及び運用第 7 条 1.）」、中央下の「乗務前の点呼事項」、タイトル及び④を追加

【変更前】

乗務前の点呼事項

- ①酒気帯びの有無（詳しくは 52 ページの「4」も参照）
 - ②疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
 - ③車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検整備の実施又はその確認
- ↓

【変更後】

業務前の点呼事項

- ①運転者に対しては、酒気帯びの有無（詳しくは 52 ページの「4」も参照）
- ②運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- ③車両法第 47 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定による日常点検整備の実施又はその確認
- ④特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置の設定の状況に関する確認

■p.48 本文 1 行目

【変更前】…点呼等は原則として、営業所において、対面で行わねばならない。

↓

【変更後】…点呼等は原則として、営業所において、対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で行わねばならない。

■p.52 「3 中間点呼（安全規則第 7 条第 3 項、第 20 条第 1 項第 8 号）」、本文 1 行目

【変更前】…いずれも対面（IT 点呼含む）で…

↓

【変更後】…いずれも対面又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法で…

■p.52 「3 中間点呼（安全規則第7条第3項、第20条第1項第8号）」、本文4行目
【変更前】…を行い、酒気帯び… → 【変更後】…を行い、**運転者に対しては、酒気帯び…**

■p.54 「過去問にチャレンジ！」の㊦、選択肢1、1行目
【変更前】…対面（運行上やむを得ない…

↓

【変更後】…対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**（運行上やむを得ない…

■p.54 「過去問にチャレンジ！」の㊦、選択肢3、1行目
【変更前】…対面により行い…

↓

【変更後】…対面**又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法**により行い…

■p.64 「1 従業員に対する指導及び監督の原則（安全規則第10条第1項、第4項、第20条第1項第14号）」、タイトル2行目
【変更前】…、第4項… → 【変更後】…、第5項…

■p.66 「3 非常信号用具及び消火器の取扱いの指導（同条第3項、第20条第1項第14号）」、タイトル1行目
【変更前】…第3項… → 【変更後】…第4項…

■p.69 「運転者の遵守事項」、最下部に⑩を追加
【変更前】**(なし)**

↓

【変更後】
⑩運行中に当該自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに運行を中止し、事業者に報告する。

■p.72 「3 点検基準の作成等（安全規則第3条の2）」、タイトル
【変更前】…第3条の**2)** → 【変更後】…第3条の**3)**

■p.84 中央上、「自動車を運用の用に供するための要件（原則）」の㊦、2行目
【変更前】…前方**から見やすいように…**

↓

【変更後】…前方**かつ運転者席から見やすい位置に…**

■p.106 左段、「⑦自動車」

【変更前】

原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子、ならびに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のもの

↓

【変更後】原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車ならびに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のもの

■p.106 右段、「⑧軽車両」、4行目以降

【変更前】

…転する車であって、身体障害者用の車椅子、歩行補助車等及び小児用の車以外のもの

↓

【変更後】

…転する車及び原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、車体の大きさ及び構造を勘案して内閣府令で定める車であって、身体障害者用の車及び歩行補助車等移動用小型車以外のもの

■p.106 中央上、1つ目の「ポイント」、2行目

【変更前】…原動機で動くものは、軽車両には含まれない。

↓

【変更後】…原動機で動くものは、原則として、軽車両には含まれない。

※原動機で動くものも、一定の条件を満たせば軽車両とみなされる場合が規定。

■p.106 最下部の「補足」、1～2行目

【変更前】…身体障害者用の車椅子、歩行補助車等、小児用の車（ベビーカー）…

↓

【変更後】…身体障害者用の車、歩行補助車等、乳母車（ベビーカー）…

■p.107 左段、「⑪運転」、3行目最後に追加

【変更前】…こと → 【変更後】…こと（特定自動運行を行う場合を除く）

■p.107 左段、「⑫駐車」、6行目

【変更前】…を除く）、又は車両等が停止し、かつ、…

↓

【変更後】…を除く）、又は車両等が停止（特定自動運行中の停止を除く）をし、かつ、…

■p.108 「過去問にチャレンジ！」の図、選択肢 B

【変更前】

B. 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であって、原動機付自転車、軽車両及び身体障害者用の車椅子並びに歩行補助車、小児用の車その他の小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。

↓

【変更後】

B. 原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転し、又は特定自動運行を行う車であって、原動機付自転車、軽車両、移動用小型車、身体障害者用の車及び遠隔操作型小型車並びに歩行補助車、乳母車その他の歩きながら用いる小型の車で政令で定めるもの（歩行補助車等）以外のものをいう。

■p.115 「3 追越し禁止場所（道交法第 30 条）」、1 行目

【変更前】 車両は、次の場所では他の車両（軽車両を除く）の追越しが禁止…

↓

【変更後】 車両は、次の場所では他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く）の追越しが禁止…

※「特定小型原動機付自転車」とは、一定出力以下の電動キックボードなどが該当します。
一定の出力以上の原動機が付いているものが「一般原動機付自転車」であり、これら 2 つを合わせたものが「原動機付自転車」となります。

■p.120 「過去問にチャレンジ！」の図、3 行目

【変更前】 …他の車両（軽車両を除く。）を追い越そう…

↓

【変更後】 …他の車両（特定小型原動機付自転車等を除く。）を追い越そう…

■p.130 「主な運転者の遵守事項（道交法第 71 条等）」、②の 1 行目

【変更前】 ②身体障害者用の車椅子が通行… → 【変更後】 ②身体障害者用の車が通行…

■p.134 「1 信号の意味等（道交法施行令第2条）」、表

当該表は追加・変更が多いため、変更後の表を準備しました。



1 信号の意味等（道交法施行令第2条）

主な信号機の信号の種類と意味は、次の表のとおりである。あまり出題されないが、念のため確認しておこう。

信号の種類	信号の意味
青色の灯火	- 歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路を通行しているものに限る、以下「歩行者等」という）は、進行することができる。 - 自動車、一般原動機付自転車（いわゆる二段階右折を行う一般原動機付自転車〔多通行帯道路等通行一般原動機付自転車〕を除く）等は、直進し、左折し、又は右折することができる。
黄色の灯火	- 歩行者等は、道路の横断を始めてはならず、また、道路を横断している歩行者等は、速やかに、その横断を終わるか、又は横断をやめて引き返さなければならない。 - 車両等は、停止位置を越えて進行してはならない。 ただし、黄色の灯火の信号が表示された時において当該停止位置に近接し、安全に停止することができない場合を除く。
赤色の灯火	- 歩行者等は、道路を横断してはならない。 - 車両等は、停止位置を越えて進行してはならない。 - 交差点において既に左折している車両等は、そのまま進行することができる。 - 交差点において既に右折している車両等（多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両を除く）は、そのまま進行することができる。この場合、青色の灯火により進行できるとされている車両等の進行妨害をしてはならない。 - 交差点において既に右折している多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、その右折している地点において停止しなければならない。
青色の灯火の矢印	車両は、黄色又は赤色の灯火の信号にかかわらず、 矢印の方向に進行 できる。この場合、交差点で右折する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両とみなす。
赤色の灯火の点滅	- 歩行者等は、他の交通に注意して進行することができる。 - 車両等は、停止位置において一時停止しなければならない。
黄色の灯火の点滅	歩行者等及び車両等は、他の交通に 注意して進行 できる。

■p.136 「過去問にチャレンジ！」の図、問題文 3～4 行目

【変更前】…交差点において右折する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行原動機付自転車及び軽車両とみなす。

↓

【変更後】…交差点において右折する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両は、直進する多通行帯道路等通行一般原動機付自転車、特定小型原動機付自転車及び軽車両とみなす。(一部改題)

■p.137 「1 運転免許の種類等（道交法第 84 条、第 85 条）」、1 行目

【変更前】自動車及び原動機付自転車を運転しようとする者は…

↓

【変更後】自動車及び一般原動機付自転車を運転しようとする者は…